

## 土地・建物を譲られた方

### 確定申告の前に「譲渡のお尋ね」を！

#### ■「譲渡のお尋ね」とは？

土地・建物などの資産を売って得た所得は、「譲渡所得」として確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく交換した場合についても、同様に申告をしなければ税法上の特例が受けられません。）譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物等を譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談を行っています。

#### ■確定申告時ではダメなの？

申告期間中は申告会場が混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、2月から行われる市の「確定申告相談・受付」で対応できません。

\* 税務署に直接申告される方、税理士等に依頼される方はお越しいただく必要はありません。

\* 相談内容により税務署にご案内する場合がありますのでご了承ください。

#### ■日時

12月12日（木）～13日（金）  
午前の部 9時～12時  
午後の部 13時～16時

#### ■場所

市役所1階防災会議室

#### ■対象者

土地・建物等を譲渡あるいは、交換された方

\* 市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をいたしますが、その通知の

## 家屋を取り壊した方

### 年内に法務局へ滅失の届け出を！

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋に課税されます。従って、年の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年は課税され、翌年から課税されなくなります。

しかし、家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことが把握できず課税される原因になります。

家屋を取り壊した場合に、年内に法務局へ滅失登記を行ってください。年内に滅失登記ができない方、未登記

有無に関わらず土地等の譲渡があった方はお越しくください。ただし、葦崎市に住民登録がある方のみ受け付けさせていただきます。

#### ■持物（次の全て）

売買契約書、売買に係る費用の領収書等

#### ■お問い合わせ

税務課市民税担当  
（内線1533～1555）



#### ■お問い合わせ

家屋を取り壊した方は、年内中に必ず市役所に「家屋滅失届」を提出してください。

※所有者や納税義務者が変わった場合などもご連絡をお願いします。

#### ■提出書類

未登記家屋の場合  
「家屋滅失届」  
（税務課窓口に用意）

#### ■お問い合わせ・届出先

税務課固定資産税担当  
（内線1566～1588）

## 11月・12月は滞納整理強化月間です。

### 納期内納付にご協力ください！

年々増加の傾向にある市税等の滞納額の縮減を目指すとともに、納期内に適正に納付された方との公平性の確保及び市民としての納税の義務を果たしていただくため、「滞納整理」を強化します。

再三の催告にも関わらず納付いただけない方には、法律に基づき差押等の「滞納処分」を執行します。

#### ■電話による自主納付の呼びかけをします！

11月、12月の夜間に、市税等の納付が遅れている方へ、電話による自主納付の呼びかけ、職員による訪問徴収を行います。納期内、納付にご協力をお願いします。

#### 【対象税目】

市県民税・固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、法人市民税

#### ■納税にお困りの方は

お早めに相談を！

納期限までに納付しない場合（滞納した場合）は、本来の税額のほかに「督促手数料」

や「延滞金」も併せて納付していただくこととなります。

病气や失業、生活困窮など、やむを得ない事情により納期の納付が困難になった方は、早めにご相談ください。

また、4月からコンビニエンスストアで納付できる納付書になりましたので、お仕事の都合等により、平日に、市役所に来庁できない方は、ご利用ください。

また、夜間の収納及び納税相談もご相談ください。

#### 納める前にまず確認

### 納期間違いにご注意！

コンビニ収納に伴い、納付書が複数枚でも、綴じられていないまま送付されております。納付の際には、納付書に記載されている納期限の早い順に納付してください。

また、お持ちの領収書を確認していただき、「二重納付」にならないようご注意ください。

#### ■お問い合わせ

収納課徴収・管理担当  
（内線1633～1666）